

事務連絡
令和6年11月27日

食品関連団体 各位

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
食品ロス・リサイクル対策室

容器包装リサイクル法に係る令和7年度再商品化委託申込について(周知依頼)

平素より農林水産省の施策にご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)は、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じ、資源の有効活用の確保等を図る目的で制定された法律です。「容器」「包装」(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む)を利用して商品を販売する事業者や、容器を製造・輸入する事業者は「特定事業者」として再商品化の義務がありますが、公益社団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「容リ協」という。)に再商品化の委託契約をすることで当該義務を果たすことができます。

つきましては、容リ協において令和6年12月9日より令和7年度の再商品化委託申込みの受付を開始しますので、別紙「あなたの役割を果たしていますか?」をご確認の上、「特定事業者」に該当する場合は、令和7年2月14日までに必ず容リ協に再商品化委託申込をされますよう会員各位にご周知いただきますと幸いです。

(問い合わせ先)

○農林水産省 食品ロス・リサイクル対策室
容器包装リサイクル班

・担当：山田、遠藤
・電話：03-3502-8499 (内線 4320)

○容リ協コールセンター

・03-5251-4870
・協会ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>)